

熊本地震の義援金等に関するFAQが公表されました

《概要》

4月14日、九州中部を中心に発生した地震に対して日本各地で義援金の支払い等が行われている中、義援金を支払った場合の取扱いや確定申告の際の証明書等について、国税庁は「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」を公表しています。

<https://www.nta.go.jp/kumamoto/topics/saigai/pdf/joho03.pdf>

《国等に対する寄附金は全額損金算入》

法人が支出する義援金が「国又は地方公共団体に対する寄附金」「指定寄付金」に該当するものであれば、その支出した金額の全額が損金の額に算入されます。

熊本県下や大分県下の災害対策本部や日本赤十字社（平成28年熊本地震災害義援金口座に対するもの）への義援金については「国等に対する寄附金」に該当し、全額が損金の額に算入されます。

《その他、団体等に寄付をした場合》

日本赤十字社への寄附であっても、最終的に地方公共団体に拠出されるものでない場合又は認定NPO法人や公益社団法人・公益財団法人に対して義援金を支払った場合には、「特定公益増進法人に対する寄附金」として、特別損金算入限度額の範囲内で一定額が損金の額に算入されます。

また、各テレビ局などで呼びかけている義援金については、日本赤十字社を通じて寄付されるもの（フジネットワーク・サザエさん募金、JNN・JRN 共同災害募金等）や公益社団法人に該当するもの（日本テレビ系・24時間テレビチャリティー委員会）などがありますので、各社のH.P.などでの確認が必要です。

《義援金の支払をした場合には》

これらの適用を受けるためには、確定申告の際に義援金を支払ったことを証明するための資料が必要で、主に寄附日、寄附者、寄附金額、専用口座に振り込みを行った旨が示された書類、受領証や領収書のほか、上記項目の示された振込票の控え等に加え、振込先の詳しい内容の分かる資料を用意することで証明となります。

なお、法人が義援金を支出した場合には、義援金を支出したことを確認できるこれらの書類を保存する必要があります。